有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百六十号

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条　有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令（平成十四年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令

第一条中「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」を「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に改め、同条第一号中「有明海及び八代海」を「有明海及び八代海等」に、「たい積物」を「堆積物」に改め、同条第二号及び第三号中「有明海及び八代海」を「有明海及び八代海等」に改める。

（有明海・八代海総合調査評価委員会令の一部改正）

第二条　有明海・八代海総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

有明海・八代海等総合調査評価委員会令

第一条第一項中「有明海・八代海総合調査評価委員会」を「有明海・八代海等総合調査評価委員会」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

（環境省組織令の一部改正）

第三条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第十四号及び第三十四条第七号中「有明海・八代海総合調査評価委員会」を「有明海・八代海等総合調査評価委員会」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　**直人**

省　令

○総務省令第百十八号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十二日　総務大臣　片山　善博

地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十二条の二　政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる書類

イ　法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋（以下この号において「被災家屋」という。）又は同条第二項に規定する従前の土地（以下この号において「従前の土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災家屋又は当該従前の土地の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が東日本大震災（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ　被災家屋の床面積及び法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証する書類又は従前の土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ　政令附則第三十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ　政令附則第三十一条第二項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第二項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

二　法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる書類

イ　法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第四項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第三項又は第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において所有していた旨を証する書類